

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

訴えの提起について

立川市は、平成 28 年 3 月 30 日付けで立川簡易裁判所に行った支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされたことにより、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により訴えの提起をしたものとみなされることから、次のとおり議会の議決を求める。

1 事件番号及び事件名

立川簡易裁判所平成 28 年（ハ）第 291 号売買代金請求事件

2 相手方

放置自転車等売却に係る単価契約受注者

3 訴えの趣旨

相手方に対し、放置自転車等の売却代金等を請求する。

4 訴えの概要

立川市は、相手方に放置自転車等を売却したが、再三にわたる督促にもかかわらず、単価契約に基づく代金支払がなされなかったため、平成 28 年 3 月 30 日付けで支払督促の申立てを行った。

これに対し、相手方から分割払を求める督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、売買代金請求に係る訴えの提起をしたものとみなされることとなった。